

A級チーム入れ替え戦大会に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「A級チーム入れ替え戦大会（以下、「本大会」という。）に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第3条の規定及び規約第2章第4条1の規定に基づく本部大会として開催するにあたり、その詳細を明確にするものである。

（参加チーム）

第2条 本大会に参加できるチームは、3チームとする。内訳は、A級1チーム、B級2チームとする。なお、対象チームは、次のとおりとするが、A級チームにおいては、当該年度内の大会当日において急遽試合を放棄する等A級チームに相応しくない行動（「競技運営に関する注意事項」、「試合中の禁止事項」、「A級チーム登録及び選手登録に関する確認事項」及び「川口市野球連盟取り決め事項」のうちの重要事項）があった場合はB級降格を前提に代表者会議において協議し、降格に決定した場合は、年度途中であっても前年度のA級チーム入れ替え戦大会2位又は2位と同等のチームを昇格させる。更に、降格に至らないと判断した場合のみ本大会への出場を認める。

1. A級チーム

川野連細則第2号「本部大会に関する細則」第2条2、4、7、9の大会における成績が不振だったチーム。

2. B級チーム

当該年度の支部大会で、成績が優秀かつ所属支部長（各1チーム）の推薦を受けたチーム。

3. 成績判断と基準

A級チームは、本細則第2条1規定する大会において、それぞれの成績を点数化し、その合計点が最下位だったチームとする。なお、各大会における点数は、1位8点、2位6点、3位5点、4位4点、5～8位2点、その他県大会等の都合上、大会運営に協力し出場辞退した場合、及び3位決定戦が降雨等の影響により実施することができない、若しくは実施したが降雨等によりノーゲーム又は同点でコールドゲームになった場合は、5点又は相当順位を付与する。

また、該当するチームが複数の場合は、失点の差により決定し、更に同点の場合は得点の差により決定する。

さらに、B級チームにおいては、当該年度における成績が優秀であっても、過去3年間において不正があり、処分を受ける等A級チームとなるに相応しくない場合は、対象外とする。

(大会)

第3条 毎年度、本部最後の大会として開催し、リーグ戦（総当たり）方式で行うものとする。なお、試合は7回戦・90分(90分を超えた場合は新しいイニングに入らない)とし、コールドゲームは3回10点差、5回7点差とする。更に、7回戦・90分を超えても勝敗が決しない場合は、特別継続試合を行う。その他大会規定は別に定めるものとする。

また、対戦は、A級を組合せ番号1番とし、B級は抽選により組合せ番号2番又は3番とし、第1試合は1番対2番、第2試合を1番対3番、第3試合を2番対3番とする。なお、A級である1番が第1試合及び第2試合に勝利した場合でも、強化及び順位を決定するためにも第3試合は行うものとする。更に、登録用紙の提出は、大会日当日とし、登録できる選手は、当該年度（公益財団法人全日本軟式野球連盟規程第11条に基づき、当該年の8月末日以前の大会）に登録した選手に限定する（本大会に出場するために補強した選手及び川口市野球連盟規約第5条に規定される選手のうち、当該年度内に既に引退等の手続きをした場合でも登録抹消時期に到達していない場合（例：公益財団法人日本高等学校野球連盟の登録選手）は登録できない。）。

(会場)

第4条 本部及び支部の状況に応じ、その都度選定する。

(大会結果)

第5条 本大会の成績第1位のチームは、翌年度A級とし、第2位以下のチームはB級とする。なお、成績は、試合の勝率によるものとするが、A級チームとB級チームの勝率が同率の場合は、実績及び連盟運営への貢献度に鑑み、A級チームを成績第1位とする。

(チーム負担金)

第6条 本大会に参加するチームは、大会日当日に、20,000円の大会参加チーム負担金を納入するものとする。

(大会経費)

第7条 本大会は、チーム負担金により運営するものとする。なお、不足が生じた場合は、本部が負担する。

(特別事項)

第8条 A級チームから休部の申し出があった場合は、本規約第2条に規定するB級2チームで試合を行い、勝利したチームを翌年度A級とする。

また、A級チームの休部申し出が複数であった等不測の事態が生じた場合は、代表者会議で協議・決定する。

(附則)

第9条 本細則は、平成18年1月29日に改正する。

第10条 本細則は、平成22年1月31日に改正する。

第11条 本細則は、平成24年1月29日に改正する。

第12条 本細則は、平成25年1月27日に改正する。

第13条 本細則は、平成26年1月26日に改正する。

第14条 本細則は、平成27年1月25日に改正する。

- 第15条 本細則は、平成30年1月21日に改正する。
- 第16条 本細則は、平成31年1月27日に改正する。
- 第17条 本細則は、令和2年1月26日に改正する。
- 第18条 本細則は、令和5年1月29日に改正する。